

総務くらし建設委員会会議録	
開 会 日	令和3年9月6日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和3年9月6日（月）午後1時33分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委 員 長 山田けんたろう 副委員長 伊藤真規子 委 員 石じまきよし 大島令子 加藤和男 ささせ順子 なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会 議 事 件 の ため 出 席 した 者 の 職 氏 名	市長 吉田一平 市長直轄組織地域共生推進監 國信綾希 市長公室長 加藤正純 次長兼情報課長 横地賢一 課長補佐 伊藤友人 総務部長 中西直起 次長（行政、財政担当）加藤英之 次長（市民、税務、収納担当）高木昭信 次長（事務処理適正化、行政改革担当）福岡隆也 行政課長 若杉雅弥 庶務係長 加藤優作 契約検査係長 川本理絵 財政課長 嵯峨 剛 課長補佐 井上隆雄 財政係長 寺島卓哉 市民課長 高崎祥一郎 市民係長 粕谷梨江 くらし文化部長 浦川 正 次長（たつせがある、文化の家担当）磯村和慶 次長（安心安全、環境、生涯学習担当）日比野裕行 生涯学習課長 水野徳泰 課長補佐 平岡優一 生涯学習係長 加藤直貴

	文化の家館長 子ども未来課長 中央図書館長 みどりの推進課長	糸山勝人 飯島 淳 二之部香奈子 山本一裕	計 27 人	
職務のため 出席した者 の職氏名	議長 議会事務局長	伊藤祐司 水野敬久	書記	浅井良和
会 議 録	別紙のとおり			

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 47 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について

情報課長 議案第 47 号について説明

大島委員 個人番号カード再交付手数料が削除されるが、これまでの実績はどのようなか。

市民課長 令和 2 年度の再交付数は 92 件である。

大島委員 なぜ削除するのか。

市民課長 法改正により、徴収主体が市町村から J－L I S に変わったためである。

大島委員 第 34 条の保有個人情報の提供先が総務大臣から内閣総理大臣に変わるのなぜか。

行政課長 デジタル庁設置により関連法の改正が行われ、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたためである。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

大島委員 法改正により、我々の個人情報の管理は内閣総理大臣に一元化されるとのことである。今後、マイナンバーカードは運転免許証や健康保険証の代わりにもなるが、いまだに信頼できるような制度になっていないため反対する。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

議案第 48 号 長久手市公契約条例の制定について

行政課長 議案第 48 号について説明

石じま委員 第7条第2項の規定にある、特に必要と認める公契約とは具体的にどのようなものか。

行政課長 工事請負契約と契約金額に対して人件費の割合が高い業務委託契約のうち、一定金額以上のものを想定している。詳細は、公契約条例の施行規則で別に定める予定である。

石じま委員 第7条第3項の規定にある、措置とは具体的にどのようなものか。

行政課長 労働条件を文書で明示すること、労使協定の労働基準監督署への届出の有無、年次有給休暇の付与、適正な賃金の支払い、年1回以上の健康診断の実施、労働保険や社会保険への加入などについてのチェックシートを提出させることを検討しており、必要があれば助言指導を行う。

ささせ委員 このタイミングで制定する理由は何か。

行政課長 近隣自治体での制定状況をみながら、必要と判断した。

ささせ委員 市内事業者の積極的な活用に努めると記載されている。条例の制定により、市内事業者の受注契約が促進されるような新たな働きかけが行われるのか。

行政課長 この条例では、市の締結する売買、賃借、請負その他の契約を公契約と定義している。そのため、建設業以外の業種においても受注機会の確保に努めることとなる。

大島委員 令和3年第2回定例会の一般質問では、委託契約は公契約とみなされるが、指定管理者の指定は公契約とみなされないとの答弁だったが変わりはないか。

行政課長 今回の条例でも解釈は変わらない。

大島委員 民設民営の認可保育園は、公契約にあたるか。

総務部次長（行政、財政担当） 民設民営保育園への保育料の給付は、この条例の対象にならない。

大島委員 市内事業者の受注機会を確保する方針だが、下請け業者に市内業者が含まれてこない。条例の制定により改善できるのか。

契約検査係長 入札には市内業者を下請け業者に使うよう努めることという条件を必ず入れている。努力義務であるため、市内業者を使っていただくように市から促している。今後は、市内業者を下請け業者として契約した実績を評価するような総合評価落札方式等の方法を検討していきたい。

大島委員 総合評価落札方式は、どのような基準で評価していくのか。

契約検査係長 工事の業務や内容にあわせて適切な評価基準を設定できるよう検討していくこととなる。

大島委員 プロポーザルでは、どの会社がどの項目の点数が高かったかわかりやすい。建設工事請負契約では、高得点なのかわかりづらいと思う。一般競争入札でどのように実施していくのか。

契約検査係長 一般競争入札の入札公告では、経営事項審査の総合評定値といった客観的な点数により入札参加要件を設定している。一般競争入札以外でも、総合評価落札方式やプロポーザル方式などでも、工種・工事内容に合わ

せて客観的な指標を用いた評価項目を設定し、評価していくものと考えている。

山田(か)委員 受注者側も会社の利益を確保しつつ、社員の給料を確保しながらやっていくことになる。本市の財政状況は厳しく、令和3年度予算も一律10パーセントカットなどが行われた。そうなると予算の積算も厳しくなっていると思うが大丈夫なのか。

総務部長 予算を切り詰めながら財政規律を図る必要があると考える。一方で、この地域の経済状況あるいは雇用をめぐる状況を考えると、働く人の賃金や労働条件が下がるようなことは避けなければならない。本市が契約することで事業所が育成され、健全に成り立っていくことで、本市の財政も先々が見えてくるようになる。そういった二つの視点での目的を追求していく中で今回出てきたのが公契約条例だと理解している。

山田(か)委員 今後、リバースオークションは進めていくのか。

契約検査係長 条例の方針を踏まえたうえで実施していく。

加藤委員 条例制定で何が変わるのか。

行政課長 入札公告や指名通知に、この契約が公契約に当たること、労働条件報告書を提出する必要があることを明記する。新たに受注者等から、労働条件報告書を提出させて、業務担当課が提出内容を確認するようになる。

加藤委員 守られなかった場合には、契約破棄となるのか。

行政課長 契約を破棄することはない。あくまで指導の範囲内で改善を求めていくことになる。

加藤委員 罰則規定を設ける予定はあるのか。

行政課長 この条例は、市の責務や受注者の責務など、公契約について理解していただくことが目的の条例であるため、罰則規定を設ける予定はない。

野村委員 公契約には、指定管理者の指定も含めていくべきではないのか。

行政課長 指定管理者の指定は行政処分となる。公契約条例の有無に関わらず、市が行政処分庁として、法令を遵守して適正な管理運営を行う管理権限を持っている。業務に従事する者の賃金状況は、応募書類を提出させたり、年度ごとに事業報告を提出させる等、適正に管理業務が履行されているかを確認しているので、関係法令に基づいて指定された指定管理者との協定を公契約の概念を拡大してまでこの条例に含めることは考えていない。

野村委員 指定管理者の指定を含めている自治体はあるか。

行政課長 規則で準用している形をとる自治体が多い。

ささせ委員 豊橋市の公契約条例では、工事請負契約の対象となる51業種とそれ以外の契約に労働報酬の下限額を細かく設定している。本市の考える適正な労働条件とはどのようなものか。

行政課長 労働単価は、国が定める地域別最低賃金を考慮して、雇用主が技能や勤務年数などを加味して労使間で締結した金額が適正と考える。

大島委員 清掃、管理などの委託は公契約に該当するのか。

行政課長 予定価格 550 万円以上の庁舎等の清掃、受付案内業務、電話交換業務、警備、給食調理業務、廃棄物収集業務などが対象になると考える。

伊藤(真)委員 公契約の中で、期間が長いものはあるのか。

行政課長 賃貸借や請負契約などがある。このような場合には、完了検査により品質を確保していくことになる。

伊藤(真)委員 契約の途中で検査や指導をすることはできないのか。

行政課長 例えば、毎月末に部分検査を行うなどして品質を確保することもある。

伊藤(真)委員 途中で何かあっても指導しかできないのか。

総務部次長（行政、財政担当）

契約期間が長いものの中には、引き渡しまでに段階的に確認できる機会を設けることができるものから、物品購入など現物が来ないと確認できないものまで多種多様の契約がある。その都度、複数の目で確認していくことになる。

伊藤(真)委員 保育のようなものは、サービスの質が心配されるが、大丈夫なのか。

総務部長 全てこの条例で解決できるわけではなく、それぞれのカテゴリごとに決められた管理・監督が入っている。例えば、市が洞保育園は指定管理者が運営している。本市が必ず定期的に検査をして日常的な管理監督をしている。また、民間、公立問わず、県や市が管理監督のために、定期的に園に出向いてさまざまな項目をチェックしたり、全体を通じた指導をしているはずである。なぜなら保育園は、指定管理であっても、基準は公立と同じになっているためである。障害福祉サービスや高齢者福祉サービスにもいろんな事業所があり、それぞれのカテゴリごとに、県や市からの管理監督が入っている。この条例は、当面は市が締結する売買賃貸、請負その他の契約が対象であり、全てこの条例で解決ができるわけではない。

大島委員 豊橋市では、労働報酬の下限額を定めている。今後そのように見直しをしていかないか。

行政課長 まずは条例の趣旨に基づき、適正な積算基準を用いて予定価格を定め、雇用環境の安定、労働環境の改善、賃金確保につなげていくことが重要課題である。また今後、条例の理念を理解していただくための手引書を作り、業者に周知していくことが先決と考えている。

大島委員 第 10 条の規定にある規則は施行日までにできるのか。
行政課長 できる予定である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

＜午前 10 時 52 分休憩＞

＜午前 11 時 05 分再開＞

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 49 号 長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について

財政課長 議案第 49 号について説明

大島委員 影響のある団体への説明会を行ったとのことだが、参加者から説明を受けたことは全て決定事項という雰囲気だったと聞いた。どのような説明をしたのか。

財政課長 団体向けの説明会は、福祉の家と文化の家で計 2 回実施した。説明会の冒頭で、この場で意見を伺って必要があれば見直しをしてから議会に提出していきたい旨を説明している。団体からは基本的に肯定的な意見が多かったと認識しており、使用料見直しの方針についてはおおむね賛同いただけたと考えている。

大島委員 使用料及び手数料の適正化に関する方針に「特に施設の性質上やむを得ない場合を除き」とあるが、どのような場合か。

財政係長 建設時に補助金の交付を受けており、その性質上、特定の条件で優遇する必要がある場合である。例えば、文化の家風のホールは、勤労福祉会館と位置付けられており、勤労者を優遇しなければならない。

大島委員 風のホールは、改正前後の手数料一覧表の備考欄に、特に記載がないのはなぜか。

財政係長 見直しにより、使用料の若干の値上げはあるが、減免規定を大きく見直すというものではないためである。

大島委員 文化の家では、商業、宣伝、営業またはこれに類する目的の利用の場合の使用料は 3 倍に相当する額となっているが、そのままか。

財政係長 そのとおりである。

大島委員 改正により 2,000 万円の増収となるということだが、文化の家の商業利用などの割り増しはどれぐらい含まれているか。

財政係長 試算は個々の使用料の積み上げによるものではなく、あくまで目安である。商業利用であるとか細かい条件まで折り込んで試算していない。

大島委員 改定の上限については、原則 1.5 倍とする方針とのことである。例えば、文化の家森のホールを終日利用する場合は約 1.6 倍に値上がることになる。また、楽屋の使用料も新設された。利用団体は納得しているの

か。

文化の家館長 どの程度値上がるか利用者に公表していないため、意見は伺っていない。

野村委員 利用時間に応じた料金体系の整理の方針はどのようなか。

財政係長 今回の見直しでは、夜間の照明代相当のみ、使用する利用時間帯の料金に差を付けている。例外として、文化の家のホールは、近隣市町を参考にして利用頻度等に応じて時間帯によって金額に差をつけている。

野村委員 学校開放などでは、照明代を明記していないのはなぜか。

財政係長 体育館など昼夜問わず照明を使用する場所には使用料に差を付けていない。例えば、杵ヶ池体育館の柔剣道場は昼夜で差をつけていたが、実態としては日中でも電気を付けていることがわかったため整理した。

野村委員 使用料及び手数料を5年ごとに見直していくと説明を受けたが、条例に明記されていない。方針に変わりはないか。

財政課長 方針に基づき5年ごとに見直していく。

野村委員 市民野球場の会議室の使用料が削除されているが、適応指導教室は移転する予定である。今後使わないのか。

生涯学習課長 建物自体の老朽化や、現在適応指導教室として使用されていることもあるため、会議室としては廃止する。今後の活用方法については検討していきたい。

大島委員 減免規定の統一化として減額の上限を5割とするとのことだが、どのようなになるのか。

財政課長 財政課では各課の要望をとりまとめるような要綱を作成する。

大島委員 10割減免だった団体が5割減免になることを団体に説明しているのか。

財政係長 団体ごとにばらばらだった減免率を5割まで引き下げて統一すると団体向けの説明会で細かく説明した。

大島委員 減免規定にある公益性の判断とはどのようにすればよいか。

財政係長 一つの目安として、これまで減免を受けていた事業については、減額の対象となると想定している。

大島委員 農村環境改善センターを前熊地区の人が利用する際に無料となるのはおかしいのではないか。

財政係長 農村環境改善センターは、農村環境の改善をする性質を有している。それには地域の公共の福祉の増進なども含まれており、地域の集会所のような位置付けの施設となっている。それらの事情を勘案せず地域の方が使用する場合も同じ基準をあてはめると不都合が生じてくる。

大島委員 運用面で、ほかに同様の減免をしているものはあるのか。

財政係長 地域共生ステーションや福祉の家がある。

石じま委員 減免の対象となる団体はどれぐらいか。

財政係長 具体的に把握していないが、20団体ほどである。

石じま委員 説明会には何団体が参加したのか。

財政課長 2 日間で 14 団体 18 人が参加した。
石じま委員 所管課から詳しい説明をあらかじめ個別にするべきではないのか。
財政係長 影響が大きい 25 団体には担当課から個別に説明会の参加依頼を行った。
石じま委員 わからないことや要望があれば団体に関係する担当課及び財政課で真摯に対応してくれるのか。
財政課長 そのとおりである。
石じま委員 見直し効果として 200 万円増収となるとのことだが、減免されることも折り込んでいるのか。
財政係長 そのとおりである。
石じま委員 200 万円の内訳はどのようなか。
財政課長 杵ヶ池体育館約 120 万円、スポーツの杜約 45 万円、テニスコート約 20 万円、公民館約 20 万円である。
なかじま委員 ふれあい農園たがやっせは、複数年契約として申し込んでいると思うが、使用料はどうなるのか。
財政係長 改正前に契約していれば、そのままの使用料である。改正後に申し込んだものは値上げされた額が適用される。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論

大島委員 これまで 10 割減免だった団体でも最大で 5 割減免となり、定例会や発表会などの活動をする際の自己負担が増えることになる。たとえ指針を示して見直すとしても、高齢化してきている団体もあり、そういった団体の存続に追い打ちをかけるような内容であり、認めることはできない。

賛成討論 なし

反対討論 なし

採決

賛成多数により、原案のとおり可決

委員長 この際、暫時休憩。

<午後 0 時 03 分休憩>

<午後 1 時 15 分再開>

委員長 休憩前に引き続き会議を再開。

議案第 51 号 負担付きの寄附の受納について

生涯学習課長 議案第 51 号について説明

加藤委員 この長久手合戦図屏風はいつ頃製作されたものなのか。また、所蔵する徳川美術館から複製の許可は得ているのか。

生涯学習課長 江戸時代に描かれたものである。徳川美術館と話をしており、今後正式な許諾を得ていく予定である。

加藤委員 どのような技法で複製するのか。

生涯学習課長 手書きの模写である。

野村委員 長久手中央土地地区画整理組合から寄附の申し出があったのか。

生涯学習課長 そのとおりである。

野村委員 愛知県立芸術大学に依頼するのはなぜか。

生涯学習課長 長久手中央土地地区画整理組合から指定され、法隆寺の壁画や屏風絵図の模写など、多くの作品を手掛けた実績があるため妥当と判断した。

大島委員 寄附条件が、「市が新たに古戦場公園内に整備する施設開館時に展示するものとする。」となっているが、ガイダンス施設に展示するのか。

生涯学習課長 そのとおりである。

大島委員 ガイダンス施設の開館時期はいつ頃なのか。

生涯学習課長 令和 5 年度から建設に着手して、令和 7 年度中のオープンを目指している。

大島委員 施設を建設できるように財政措置を財政課と調整できているのか。

生涯学習課長 令和 5 年度から建設に着手して、令和 7 年度中にオープンできるよう調整している。

大島委員 歴史民俗体験施設として整備する古民家の移築とガイダンス施設の建設は分けて行うのか。それとも、一緒に整備を進めるのか。

生涯学習課長 歴史民俗体験施設として整備する古民家は、現在移築の方法を検討しているところであり、整備時期は今後決定することとなる。

大島委員 史跡長久手古戦場保存活用計画に記載されている犬山城白帝文庫に所蔵されている屏風は、合戦の様子がわかりやすく解説されていてよいと思う。今回、徳川美術館に所蔵されているものを複製するのはなぜか。

生涯学習課長 長久手合戦図屏風は複数ある。今回は、長久手中央土地地区画整理組合からは徳川美術館所蔵のものを複製してほしいとの申し出を受けているためである。

大島委員 これまで長久手中央土地地区画整理組合からは多額の寄附を受けている。市に役立つように協力してくれているという認識でよいのか。

生涯学習課長 区画整理組合との協議の中では、事業地と古戦場公園は一体的なものであるという認識と伺っており、その中で判断されたと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 1 時 33 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 9 月 6 日

総務くらし建設委員会委員長 山田けんたろう